

知事監視製品（平成28年11月1日石川県告示第482号）

1 知事監視製品を特定できる情報

<p>1</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Acme Sun」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>2</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Enemagra」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>3</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Erotic Glide」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>4</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「PORNQ QUEEN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>5</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Black Cuba」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>6</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「CRASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>7</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「TRANCE LEMON GOLD Spark」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>8</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Fang」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>
			
<p>9</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE COOL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>10</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「JIN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>11</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「SEX BOMBER XX IV」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>12</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「SEX BOMBER XXX IV」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>13</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Dorothy LOVE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>14</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Dorothy VTC」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>15</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「HIBIKI 響 GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>16</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Love Merry go round」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			

<p>17</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「BLUE Magic ICE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>18</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE ICE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>19</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ENERGY POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>20</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「HIGH TENSION」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			
<p>21</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「乱♀SEXY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>22</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「HARD VII」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>23</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「極♂MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>24</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「love」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			
<p>25</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>26</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ICE BLACK II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>27</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「GOD POWER II」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>28</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「AGEHA」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			
<p>29</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「RUSH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>30</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Cork Hi」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>31</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ICE Ver.2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>32</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「N Phantom Love」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			



<p>33</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「N Phantom Red」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>34</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「N Phantom White」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>35</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「刀 BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>36</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「刀 WHITE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>
			
<p>37</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Crystal BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>38</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Crystal WHITE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>		
			

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物含有のおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

平成28年11月2日